

## 工事請負契約等に関する 消費税率改正に伴う契約の基本ルール

山梨県県土整備部 県土整備総務課 令和元年6月

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%→10%に改正されます。

### どの時点で課税されるのか？

→消費税率は、契約日ではなく『引渡し日』時点の税率が適用されます。

○『引渡し日』が令和元年10月1日の前日まで⇒⇒税率8%

【次ページ判断基準表(例2)(例3)】

○『引渡し日』が令和元年10月1日以降 ⇒⇒⇒税率10%

【次ページ判断基準表(例1)】

### 『引渡し日』とは…

- 物の引渡しを要するもの →目的物のすべてを完成し相手方に引渡した日。  
例：目的物引渡届を県が受理した日
- 物の引渡しを要しないもの→契約した役務の提供を完了した日。  
例：成果物引渡届を県が受理した日

※『引渡し日』が令和元年10月1日以降となる税率10%の契約の場合において  
令和元年9月30日までに請求を受けた前金払・部分払は、消費税の増額分は  
含まずに支払い(つまり、税率8%で支払い)、当該増額分は完成時に支払います。

### 経過措置とは？

→平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に契約を締結した  
工事の請負等(※)は、引渡し日が令和元年10月1日以降であっても  
旧税率(8%)が適用されます。【次ページ判断基準表(例4)】

※工事の請負等とは…工事請負契約、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案、監理、設計等のこと。(仕事の完成に長期間を要し、かつ当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。)

### ！！注意！！

- 経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています。

↓ ↓ ↓ ↓

経過措置の適用を受け、令和元年10月1日以降に

税率を旧税率8%とする場合には、

請求書に『消費税は、経過措置旧税率8%適用』と

記載してください。

### 年度当初に税率8%で契約締結した契約について

- 山梨県が発注した工事請負契約等のうち、平成31年4月1日～令和元年5月31日までに公告・指名通知・見積依頼通知したのものについては、当初の契約時点ですべて税率8%で契約しています。

→このうち、『引渡し日』が令和元年10月1日以降になる工事(委託)等については、**税率10%に変更するための増額の変更契約を締結する必要があります。**

◎ **契約書**・**契約約款**・**消費税率改正に伴う変更契約書**の様式はこちら→→

≪山梨県公共事業ポータルサイト→情報公開サービス→様式配布→契約書(様式)≫

- 税率8%契約用と税率10%契約用の契約書及び契約約款がありますので、契約案件ごとに税率8%の契約か10%の契約か判断してご利用ください。

### 【税率8%】【税率10%】判断基準表

